

## 陳 情 文 書 表

令元陳情第3号	令和元年5月13日受理
件 名	神奈川県最低賃金に関する陳情
陳 情 者	秦野市平沢2550-1 秦野商工会議所 会頭 佐野 友保
陳 情 の 要 旨	
<p>                             神奈川県の最低賃金については、中央最低賃金審議会に令和元年度地域別最低賃金改定の目安について諮問され、その答申を受けて神奈川地方最低賃金審議会において審議されていきます。                         </p> <p>                             最近の各種景気動向調査報告等では、景気の穏やかな拡大に減速感が指摘される中、秦野商工会議所の中小企業景況調査等の業況感でも、堅調であった製造業等の受注指数は縮小を示しており、経営基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者の小売業・飲食サービス業は、売上低迷、人手不足や最低賃金の引き上げに伴う人件費の増加分を価格転嫁することが難しく、厳しい経営状況にあります。                         </p> <p>                             政府においては、日本再興戦略等に掲げられた経済の好循環を生み出すために、賃金上昇や雇用拡大等の働きかけが行われ、大企業を中心に組み込まれていることは承知しております。しかし、中小企業・小規模事業者の経営にとって、政府が目指す最低賃金の全国加重平均額1,000円への上昇は極めて深刻な問題であります。                         </p> <p>                             平成30年度の神奈川県最低賃金は、前年度に比べ27円引き上げの時間額983円で、東京都の985円に次いで全国2番目の高い水準にあり、隣接県の静岡県858円、山梨県810円との間には大きな格差があります。                         </p> <p>                             神奈川県内においては、東京都に隣接する横浜市・川崎市などの都市部と、県西部・県北部を比較すると、物価や賃金にかなりの格差があることは明白であり、公務員の地域手当や最低賃金決定に当たって考慮すべき要素の一つである生活保護制度が、級地を設け地域により支給額が異なることから明らかであります。                         </p> <p>                             最低賃金は、神奈川県内同一の賃金額となっており、県西部・県北部の地区                         </p>	

では、都市部との経済水準格差から高い負担感があります。また、地域経済圏が重なる県境の地域では、隣接県との最低賃金額の格差により、企業間競争で著しい不利益が生じています。

つきましては、最低賃金額の改定議論において、県内中小企業・小規模事業者の業種別の経営実態をよく調査され、また、公務員の地域手当や生活保護制度における級地制度と同様に、地域ごとの実態を踏まえたきめ細やかな制度設計の導入を図り、地域間における不均衡を是正するよう、国や県へ意見書を提出していただきたく陳情いたします。

#### 陳情事項

神奈川県内同一の賃金額である最低賃金制度を、地域の実態を踏まえ、かつ、業種別のきめ細やかな制度とし、不均衡の是正を図ること。